E

※この文書は臨床調査個人票を記載してもらう際に

医療機関（主治医や担当者）にご提示ください。

令和８年６月

特定医療費（指定難病）の更新申請時における診断書（臨床調査個人票）の作成と記載時の留意点について

＜留意点＞

① 臨床調査個人票の様式	令和６年４月に様式が改正されているため新様式をご使用ください。 （様式の右下に、「2403-0＜疾病告示番号＞-000-ページ番号」と記載） 最新の様式の詳細は、裏面「**４　臨床調査個人票の様式について**」をご参照ください。
② 重症度判定日	適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、**直近６か月間**で最も悪い状態をご記載ください。
③ 記載年月日	臨床調査個人票の有効期間は**３か月**です。 更新申請は有効期間内に行う必要があります。
④ 診断年月日	更新申請の場合は、記載不要です。 しかし、更新申請を行えず、医療費助成の有効期間が切れてしまった場合は、「診察や検査結果等から、当該指定難病の診断基準を満たし、且つ、当該指定難病が原因で重症度分類を満たしていると総合的に診断した日」をご記載ください。

＜記載例＞（留意点②③④関係）

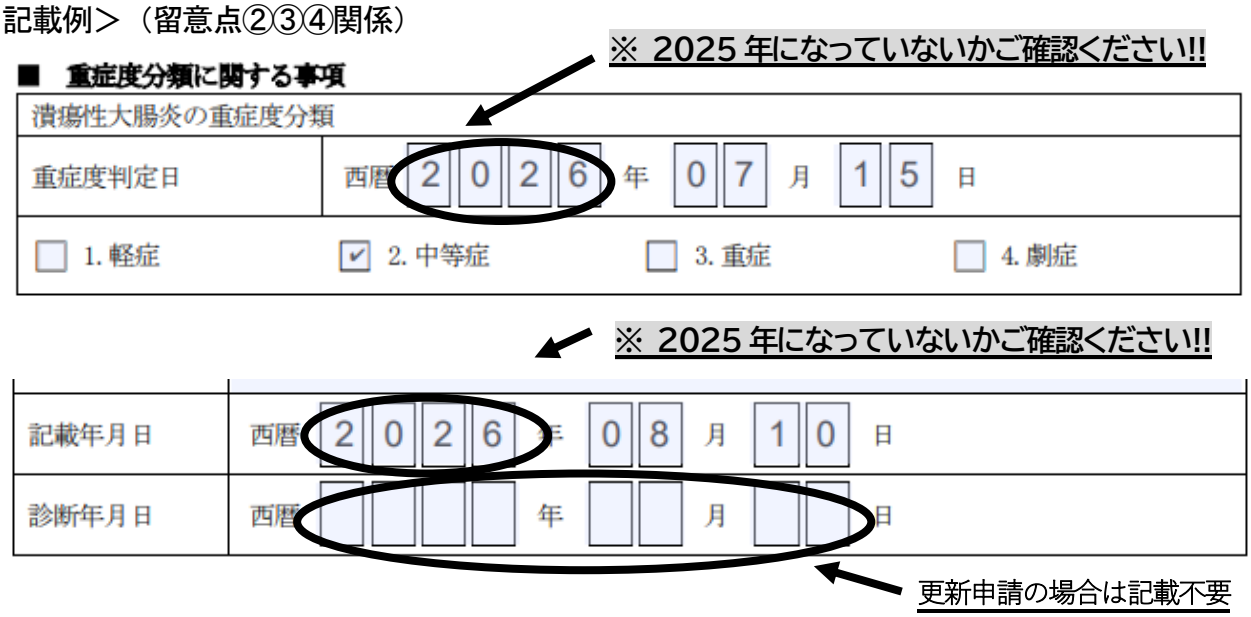

※日付に疑義がある場合は照会文書をお送りし、修正を依頼いたします。

よくある問い合わせはこちら

臨床調査個人票に関する医療機関からの問い合わせ先

札幌市保健福祉局 保健所　難病医療係　臨個票担当

電話　011－622－5153

FAX　011－622－7223

住所　札幌市中央区大通西１９丁目（ＷＥＳＴ１９）

（裏面もご確認ください）

１　更新対象者

●更新対象者は有効期限が「～令和８年 12 月 31 日」と記載されている受給者です。

２　更新申請の受付期間

●申請受付期間は **令和８年７月１日(水)～令和８年９月 30 日(水)** です。
この期間内に更新申請が行えるように臨床調査個人票をご作成くださるようお願いいたします。

●申請が 10 月以降になった場合、年内に新しい受給者証を発行できません。

●申請が令和９年１月以降となった場合は、新規申請の扱いとなり、臨床調査個人票も新規用として作成が必要になります。

３　更新後の有効期間

●有効期間は **令和９年１月１日(金)～令和９年 12 月 31 日(金)** です。

４　臨床調査個人票の様式について

●以下の厚生労働省のＨＰから最新版を出力し、ご対応いただきますようお願いいたします。
出力が難しい際には、表面に記載の保健所までご相談願います。

※ 患者様ご本人に様式の取り寄せ指示はなさらず、各医療機関にてご用意願います。

厚生労働省ＨＰ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html

※ 臨床調査個人票の右下の数字が、**「2403」から始まっている様式が最新の様式となっています。**
ただし、一部疾病につきましては、「2503」「2603」から始まる様式が最新の様式となっています。
詳細は上記ＨＰにてご確認いただきますようお願いいたします。

５　申請窓口

申請先は、患者様がお住まいの区の**保健センター（健康・子ども課）等**です。

	郵便番号	住所	電話番号
中央	〒060-8612	中央区南３条西１１丁目	205-3351
北	〒001-0025	北区北２５条西６丁目	757-1185
（篠路出張所）	〒002-8024	北区篠路４条７丁目２-４０	771-2231
東	〒065-0010	東区北１０条東７丁目	711-3211
白石	〒003-8612	白石区南郷通１丁目南８-１	862-1881
厚別	〒004-8612	厚別区厚別中央１条５丁目	895-1881
豊平	〒062-8612	豊平区平岸６条１０丁目	822-2469
清田	〒004-8613	清田区平岡１条１丁目	889-2047
南	〒005-0014	南区真駒内幸町１丁目	581-5211
西	〒063-0812	西区琴似２条７丁目	621-4241
手稲	〒006-8612	手稲区前田１条１１丁目	681-1211